

第九十一回国 参議院内閣委員会 會議録 第一号

昭和五十四年十二月二十一日(金曜日)
午前十時三十分開会

委員氏名

委員長 古賀雷四郎君
理事 岡田 広君
理事 林 寛子君
理事 林 道君
理事 山崎 昇君
理事 源田 実君
理事 塚田十一郎君
理事 中西 一郎君
理事 原 文兵衛君
理事 松垣徳太郎君
理事 堀江 正夫君
理事 片岡 勝治君
理事 野田 哲君
理事 村田 秀三君
理事 和泉 照雄君
理事 田代富士男君
理事 山中 郁子君
理事 向井 長年君
理事 森田 重郎君
理事 秦 豊君

委員

林 道君
山崎 昇君
塚田十一郎君
中西 一郎君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
片岡 勝治君
村田 秀三君
和泉 照雄君
山中 郁子君
井上 計君
秦 豊君
森田 重郎君
竹下 登君
地崎宇三郎君
龜谷 禮次君
西垣 昭君
木暮 保成君
鈴木 源三君
石月 昭二君

國務大臣

大蔵大臣 運輸大臣

政府委員

総理府人事局長 大蔵省主計局次長
厚生省年金局長 常任委員会専門員
運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長

説明員

運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長

委員の異動
十二月二十一日

辞任

向井 長年君

補欠選任

井上 計君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

古賀雷四郎君
岡田 広君
林 寛子君

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)
○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(古賀雷四郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十二月十日、三治重信君が、十二月十一日、降矢敬雄君が、十二月十八日、黒柳明君がそれぞれ委員を辞任され、その補欠として向井長年君、堀江正夫君及び田代富士男君が選任されました。また、本日、向井長年君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が選任されました。

○委員長(古賀雷四郎君) 調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古賀雷四郎君) 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改

定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

両案につきましては、前国会におきまして趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明を聴取しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村田秀三君 ただいまから審議しようとする法律案は、国家公務員共済組合関係それから公共企業体職員共済組合関係、両法案の性格、内容、およそ同じものだと、こういう観点に立っておるものでありますから、そのつもりでこちらも質問をいたすわけであります。

そこで、今回の改正はまさに制度の抜本にかかわる問題でございます。本来であればわずかの時間で審議をするということはまことに遺憾に思いうわけでございます。そうはいいまして、諸種の事情によって短い時間でやらざるを得ないのがまことに残念ではあります。そういう意味では重要だと思ふ部分についてのみ重点的に質問をいたします。ひとつ簡明率直にお答えをいただきたい、こう思います。

そこで、まず初めにお伺いいたしますが、私がきわめて重要だと思ふ点は、何といひましても支給開始年齢の引き上げといひますか、繰り下げといひますか、とにかくこの部分はいづれの関係者からも根強い反対が現在でも存在をいたしております。そういう意味で重要視せざるを得ないのであります。今回の措置をとる意義といひますか、目的といひますか、とらざるを得ないといひますか、そういうものについて大蔵省それから

しては、先ほど人事局からお答えを申し上げましたように、具体化に向かって進んでいるところでございいます。で、私ども五十五歳から六十歳への引き上げにつきましては、十五年ないし二十年という非常に長い経過期間を置くことにいたしておりますので、退職と年金受給というものの間にギャップがあつて困るというような事態は、まずは救済されるのではないかとというように考えております。

それから、労働可能年齢といいますが、勤労可能年齢を六十歳と見ているかどうかという問題につきましては、これは時代とともに弾力的に考えるべき問題ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○村田秀三君 総理府はどうですか、いまの。

○政府委員（龜谷禮次君） ただいま大蔵省主計局の方から答弁がございましたとおりでございますが、私ども、まだ現段階におきまして定年制に關連した法案の基本的な骨子について確定した結論を持っておるわけではございませんが、先生の御指摘のように、先般、今年の八月に人事院總裁からちやうだいしております人事院の書簡の骨子は、すでに御案内かと思いますが、一応定年の原則を六十歳と、こういうふうな基本線にのっとつ

て五年間の段階的な、段階と申しますか、準備期間を置いてこれを実施することが現在の国家公務員の職員の年齢構成その他の諸般の情勢から見て適正な意義のあるところであろうと、こういう意見をちやうだいしておるところでございます。基本的には、人事院の総裁の御見解をもとに、これから鋭意そういった方向の内容について、先ほど申し上げましたような各般の問題をあわせて検討を進めておるところでございます。

○村田秀三君 主計局次長のお話では、いわゆる

稼働の限界といいますが、労働の限界といいますが、まあ六十歳、社会情勢によつて異動するであろうと、これは私も認める立場に立ちます。しかし現時点では、つまり法案を六十歳と限定して出

したからには、つまりは現時点においては六十歳が適切であろうというものがあるであろうと、こう私は思いやつて物を言っているわけでありますが、そうだと、こうお答え願えないと六十歳の意味はなくなってしまうと、こう思います。

それから、あと運輸省に伺いますが、公企体の関係はかなり厳しく定年制を施行しているところもあります、法律があるかないかは別にしてですね。かなり緩やかなところもあるわけですか。

ね。そうしますと、やはり国家公務員関係と公企
体関係の退職年齢というのはかなりの差がある
と、こう思います。にもかかわらず、六十歳でこ
れはまとめるわけでありますから、そういう意味
ではかなりのギャップをこれ、感じますね。とい
う点ではどのように考えていますか。恐らく同僚
の山崎理事の方からいろいろと細かい点にわたつ

て質問があるかと存じますけれども、その乖離を解消するという前提がなければこれは問題にならない、そういう立場に立ってひとつ——それから国家公務員でもそうであります、実際は五十八・九歳。そして六十歳前にやめる者は四五%あるわけですから、その四五%のことも考えざるを得ないわけあります。でありますから、その点をそれぞれどう理解しておるのか、その点をお伺いいたします。

○説明員(石月昭二君) 公企体につきまして、現在の退職年齢がどの程度であるかということは、私、現在手元に資料を持っておりませんけれども、大体勧奨退職年齢が三公社とも五十八歳程度でございますので、大体その程度の年齢で退職している状況ではないかと考えております。

今回六十歳に退職年金の支給開始年齢を上げることになりましたけれども、これは先ほど大蔵省の方からお話もありましたように、かなり十分の、十五年ないし二十年という経過期間を持ちまして漸次引き上げていくわけでございまして、その間の退職勧奨年齢と年金支給開始年齢のギャップというものにつきましては、その経過期間の間に関係の公共企業体を十分に指導いたしましたして

措置していきたいというぐあいに考えております。

○村田秀三君 厚生省来ていますね。

厚生省にお伺いしますが、これはきのう、おと
といの新聞でありますか、ほとんどの新聞に出て
いましたが、厚生年金を六十五歳に繰り下げると
いう、こういう話がありますね、端的に申し上げ
まして、これははっきり申し上げますが、新聞を
見る限りは財政事情によるものです。

そこで、本當にこの国会にそれを提案するのかどうか、そしてこれにはかなりの被用者の反対もあるだらうし、あるいは法案を提案する前提とする各種審議會の中でもかなりの異論、抵抗があると私は見ておりますが、いかに抵抗があつても踏み越えてこの国会に出すという決意でおるのかどううか、この点をまずお伺いをいたします。

○政府委員(木暮保成君) 厚生年金の問題でございますが、現在人口の高齢化が非常に急速に進んでおりまして、そのことが厚生年金にも影響を持ちまして、年金の受給者が非常にふえてまいるわけでございます。また、お一人当たりの年金の受給期間も当然ながら非常に延びてまいるわけでございまして、年金の支給に要します費用が膨大になることが予想されるわけでございます。これに対処いたしまして、被保険者の方々あるいは事

業主の方々の御理解を得て保険料を上げていくということをしなければならぬわけでございますが、それにも限度があるという見通しが出ておるわけでございます。したがって、いまの厚生年金の給付レベルを下げないためには、支給開始年齢の問題を避けて通るわけにはいかないというふうに考えておるわけでございます。来年度におきましては、そういう見通しの中かねがね御要望の強い遺族年金等の改善、それからまた昭和五十一年に行いました再計算以後の経済状態に合わせまして年金水準の見直しもしたいというふうに思っておりますので、それらを総合的に考えれば、支給開始年齢の問題につきまして次の通常国会に出します法案の中身に組み込まざるを得ない

という判断をいたしております、そういう方向で検討を進めておるわけでございます。

○村田秀三君　その答えでは、出すのか出さないのかはつきりしないわけですがね、検討ということとでありますから。私は出さない方がよろしい、こう思っています、率直に言つて。

そして、時間がありませんから一方的に物を言うような形になるかもしれません、とにかく官民格差を言われて久しいわけであります。そして、公的年金の一元的方向での作業というものは、これは閣議の中でもある程度了承されながらは、これは閣議の中でもある程度了承されながら進められている段階であろうと私は理解いたしております。いま、公務員あるいは公企体関係六十歳ということで大きな問題を起しておるわけですが、それでも答弁の中では、財政的な理由によりまして、少なくとも社会的情勢、高

齡化社会にどう対応するかという意図のあること
 もうかがい取れます。でありますから、そういう
 意味では高齢化社会に対応する制度の変革とい
 うのはあり得るということ、そしていつまでも働
 いていたいという今日の労働情勢ということを考
 えて、反対はあるにせよ、考慮せざるを得ないと
 いう気持ちで私はこの場に臨んでおります。にも
 かかわらず、これが官民格差が言われていること
 りで、しかも六十五歳、これは全く、つまり労働

稼働限界六十歳が適切だという答えにはなっていないにせよ、現段階はそう公務員関係、公企体関係は考えて限界を引いたということであれば、これは民間も国公も変わりないはずですね。しかも民間の場合はわりあい厳しく五十五歳定年をとっておるところがある。そしてやめて嘱託にしろ、三年、賃金は半分あるいは三分の二である。いづれにしろ、五十五歳で嘱託にもなれない、再就職もできない人はアルバイトをやつて、子供を養つて五年間どうやつて退職金で食いつなぐかと考へておる。五十八歳まで働いたにいたしましたも二年間どうするかということである。ということ、つまりは国公、公企体関係を六十歳にするということは一元化に一步近づける意図かなと、

う私は善意でもって考えていたわけですね。そこへばかつと厚生省が六十五歳、財政の面だけでこれをやったりするならば、まさにこの意図とは逆行するものである。恐らく社会問題になりかねない。銭の話はみんなで相談すればよろしいんであります。恐らく事情を話せば中身を検討してどうしても出さざるを得ないとするならばあるいは理解するかもしれないけれども、しかし、民間もとにかく公務員も国民の労働稼働の限界は現時点ではここだという線の中でそれぞれの制度を整合させていくという発想に立たない限り、これは間違っている、明らかに。だから財政だけの理由で厚生省が一方的に六十五歳などと言うようなことは、今日の日本の労働、経済社会情勢をどう理解しておるのか疑念を持たざるを得ない、こう実は思っております。

時間もありませんから、これで私は終わりますけれども、いずれにいたしましてもこのことだけは指摘をしておいて、出さないようにした方がよろしい、このことだけは強く要望をいたしておきたいと思ひます。

以上で終わります。

○山崎昇君 いま、村田委員の方からは原則的なことについては質問がございましたので、私の時間もございませんので主として技術論になります。二、三細かな点で詰めておきたいと思ひます。

第一に、私はひとつ大蔵大臣にも、それから運輸大臣にも不満として述べておきますが、今度の法案は、恩給に準じて上げるものと制度の改正とを混合いたしました、一本の法律で出してみたい。従来こんなことはありません。ですから、私もはずっと以前からこれは分離をして処理をすべきだという見解をとってまいりました。しかし、残念ながら九月の七日におわりのとおり、あの衆議院解散というときもありまして、私も社会党は反対しておりましたが、他の党等の賛成も得たということで恩給だけは処理してしまいました。そういう意味では、この共済年

金の受給者だけが上がってない。この現状は私どももいまだに忍びないという気持ちもございませう。そういう意味で、私も残念でありますけれども、いまの政治情勢から判断してきわめて不満であるけれども、私もはこの法案を処理をするという態度を決めたわけでありまして、今後こういうことのないようにまず冒頭申し上げておきたいと思ひます。

そこで、具体的にお聞きをいたしますが、三年で一歳ぐらいつ引き下げるといふのが経過措置になっております。そこで、いま村田委員の質問に對しましてお答えをいたしました。私の調査によりますと、大體国家公務員で五十七歳が平均でやめておられるところが一省、五十八歳が一省、五十九歳はありますんで六十歳が七省ぐらいて、こう言われておりますから、大體平均でやめていく年齢といふのはまあ六十歳前後ではないだろうか、こう私も思ひます。しかし、自治体の場合は五十八歳といふのが四府県ございませう。そして、五十七歳といふのが四府県ございませう。こう考えますといふと、これがやっぱり地方公務員にも影響するわけでございまして、そういう意味では三年に一歳ずつ繰り下げるわけでありませう、繰り下げる場合に支給年齢の時期とやめる時期といふものがやはりきちんといひませう、こういふと、これはやめた人が大変なことになる、こう私も考えます。そういう意味で、衆議院の大蔵委員会でもかなり議論になったようでありませう、重ねて支給年齢と資格年齢と、それと退職年齢といひますか、雇用保障といひますか、そういう形のものとなる程度これを連関しておかなきゃなりませうので、その点についてひとつ大蔵大臣と運輸大臣からお聞きをしておきたい。

○国務大臣(竹下登君) 西垣主計局長からお答えすることをお許しくださいと思ひます。

○政府委員(西垣昭君) ただいまの御質問は、退職から給付、受給に円滑につながるようであるのかと、こういう御趣旨かと思ひます。今回、五十五歳から六十歳に支給開始年齢を引

き上げておりますけれども、先ほども申し上げましたように、これは非常に長い経過期間、十五年延ばしていただくわけでございませう。他方、先ほどからも議論されておりますように、定年制を設けるという問題でございますけれども、これも六十歳という人事院の御意見をベースにしてその具体化を検討している段階でございます。そういうこととでは無理がないのかといふふうなことを考えております。しかし、それは言っても六十歳の前にやめる人もいられないかといふ問題につきましましては、今後の改正後も減額年金という制度を残しておきまして、現在の減額年金につきましては年齢制限はございませうけれども、今後は六十歳の前五十年といふことで五十五歳といふことを置いておきますけれども、それへも経過期間を設けておきまして、急激な変化がないように、既得権を奪うことがないようにいふふうなことを十分配慮していただくわけでございまして、私はまずその十分な配慮がなされていふことを申し上げてよろしいのではないかと申上げておきます。

○説明員(石月昭二君) ただいま大蔵省の方から答弁がございましたことに尽きますと思ひますけれども、私も、私どももいたしまして、雇用政策と年金の問題を連動させようといふことにつきまして、今後とも長い経過期間もございまして、公企体の労働を十分に指導いたしまして、そのようなギャップが生じないように努力いたしたいと思ひます。

○山崎昇君 先ほど平均の退職年齢五十八・九歳というお話がありましたから、ですから減額退職年金はこれから聞きますが、そういう意味では支給年齢とやめる時期といふのは重要なわけですから、私の理解としては、いま鉄道部長からも話がありました、そういう点はそこないようになたの方で措置をいたしますと、こういうふうな理解をしておきます。

それから、第二点は減額退職年金、いまあなたから触れられました。御案内のとおり減額退職年金制度というのは、本来恩給法には――御存じだ

と思ひますが、年金は恩給法から肩がわりしてきておりますから、どうしても基礎は恩給法になります。恩給法は、四十五歳で五割支給になる、それから五十歳で七〇%の支給になる、五十五歳で満額支給と、こうなっております。本来減額退職年金につきましては一年について四%という減額率がありますが、年齢はございませうでした。そういう意味で言いますと、減額退職年金といふのは大変重要な制度だと私も判断をいたします。

これも時間の都合で私の方で調べた数を申し上げますが、実は五十二年の資料をもちまして見ますと、減額退職年金をいまもらっている者、国家公務員四万二千八百八十一名、公共企業体一万六千三百六十二名、地方公務員六千六百九十三名おるといふ。いふならば、これだけでもざっと六、七万の方々がもらっているわけですね。そういう意味で言つと、これは重要な課題であると私も考えます。

そういう意味で、先ほど経過期間を設けるというお話でございましたが、私も承っております。は、勸奨退職等々の場合には五十歳から経過的に減額退職年金を認める。そして、自己便宜といひますか、自分の都合等でやめたような場合には五十五歳からにしたい、いふならば今度の改正案の趣旨でいきたい、こういうふうな私ども聞いております。まずその確認をしておきたいと思ひます。ただ、自己便宜の場合等でありまして、私は病氣の場合は考慮する必要があるのではないだろうか。たとえば肩たたきではぐあいが悪い、さればといって多少病氣でどうも勤務できなたいといふ本人の判断もある場合がある。そういう意味では、病氣等の場合については勸奨と同様に扱う配慮があつていいのではないだろうか、こう思ひますから、その点をひとつあわせてこの点は答弁を願ひたいと思つております。それから減額率、先ほど経過中は現行の四%でいきたいというお話でございましたから、これは私は確認をしておきたいと思つております。

それからさらに、実は最低で十五年たちますという本則に戻ります、本法に戻りますね。その場合に、われわれがいろいろ検討してみますという、たとえば危険な職種あるいは重労働の職種、これは何か大蔵の方々の話では、早急にその職種については政令で決めたいといううなお話があるようですが、これは決めていたかと思っております。この方々については改めて相談をしたいと思います。減額率を少なくするように実は相談をしたい、協議をしたい、こういうお話もあるやに私も聞いておりました、これは衆議院でもかなり議論になったのではないだろうかと思っております。重ねて確認をしておきたい、こう思うのです。

○政府委員(西垣昭君) 減額退職年金の制度には、ただいま御指摘がありましたように、恩給から持ち込まれたような制度が入っていると思えます。保険数理からいいますと、四％の減額率というのは減額退職年金を受ける方々に与えては非常に有利でございますから、それだけにその他の組合員にとりましては、その分の負担が他の組合員に及ぶということで組合員相互間に不公平になるという問題、ひいては全体としての組合員の負担が上がるというふうな問題がございます。そういう不公平を是正するというのが今回の一つの改正のねらいでございます。

それで、三つ御質問ございましたが、説明の便宜で順序を変えて申し上げますと、経過期間中につきまして、私が申し上げましたのはそのとおりでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、不公平を是正すると申しましたが、特別の事情の場合には、それは言っても優遇すべきだということで勸奨退職の例外を設けておりますが、衆議院の大蔵委員会御議論がございまして、重労働であるとか危険労働であるとか、例外的に高齢になつて勤務を続けられないような職種については勸奨退職に準ずるような扱いをすべきではないか、こういう

御議論がございまして、確かにそういうものもあるかもしれないということで、早急に実態を調べて検討したい。ただし、その場合にも、さきほど申し上げましたように、組合員相互間の不公平の問題がございしますので、その分の負担をどうするか、減額率をどうするかという点につきましてはいろいろと論議があらうかと思っております。そういうことも含めまして前向きに検討したい、かように考えております。

それから、ただいま御指摘がありました、病気になつて勤務を続けられないような方につきましても、重労働あるいは危険作業という方と同じように検討してみてもどうか、かように考えております。

○山崎昇君 運輸の方はどうか、運輸もそうやりますか。

○説明員(石月昭二君) ただいま大蔵省の方から答弁に尽きておると考えますけれども、公企体の場合には重労働、危険職というふうなものが非常に多い、現場業務が多いところがございますので、ただいまのように負担の問題、それからどのような職種を選ぶべきか、また他の公的年金制度とのバランスの問題等その他いろいろの問題がございますけれども、そういう問題につきまして十分に検討して前向きに対処していきたいと考えております。

○山崎昇君 私がこれを重視するのは、大臣も御存じのとおり、最低で二十年勤務して、現行で言う五十五歳になるともらえるわけなんです、ただ公務員の給与体系を見ますと、在職中は、仮にもらっているものを全部ひくくると一〇〇といたしますと、年金計算になりますと、本俸は八割程度なんです、人事院の勧告を見ましても、そうすると、仮に四〇％の年金をもらうといいますが、実は在職中に比べて三割二分ぐらいしか当たらない。言うならば、やめたとたんに三割の、三分の一の収入で生活をしなきゃならぬという実態になるんです。そこへ減額退職年金でやっ

てまいりますと、さらに一年について四割削られるということになりますと、もうものは本当に微々たるものにならなくなる。これでやめた後の生活を維持するということは私は困難な状況になると思えますから、特に減額退職年金は、保険数理との関係もありますけれども、私も重視をしていくわけでありまして、いま答弁ありましたように、経過期間中は現行でいくんだということでありまして、危険あるいは重労働等につきましては特別の配慮をする、また病気等の場合につきましても、重労働あるいはお話ししましたように危険職種と同様に配慮していきたい、こういうことでありますから了解をしておきたいと思いますが、どうかこの年金につきましては、いまそういう状態にあるということを両大臣とも頭に入れていただきまして、一生懸命働いてやめた、さあ生活といったら在職中の三分の一以下のやつでな

きやできない、こういうことになるわけでありまして、十分ひとつ配慮を願っておきたい、こう思うところであります。

それから、第三点目に確認をしておきたいと思えますのは、これこそ官民格差の逆格差になっているのが国庫負担の件でありまして、これも御存じのとおり、経過はいろいろあります。あります、厚生年金は二〇％になっている。それから、私学関係と農業関係が一八％になっている。今度の改正案等通してみまして、国家公務員等の場合には一六％程度になるであろう、こう言われていることを、官民格差は正という形で年々引き下げ、その他もやるわけでありまして、逆に国庫の負担金につきましては厚生年金と同様にすべきである、こういう考え方をとります。しかし、これはなかなか一気に、いままさ四％も五％も上げろということはなかなかめんどろだという点も私も考慮いたしますが、少なくとも早急に、厚生年金が二〇％統けるならば、それと合わせてもらいたい。厚生年金がまた変われば、それに合うように処置してもらいたいと思うんです。と申しますのは、実は共済組合法に移行いたしました昭

和三十四年に一〇％でありましたのが、三十九年の十月から一五％になっております。厚生年金の場合には、二十九年に一五％でありましたが、四十年の五月から二〇％になっておる。さらに私学、農林関係は、四十七年の四月から一八％になっておる。こういう私も経過見ますという、これこそ逆格差の最たるものでありますから、したがって大蔵当局としては、この国庫負担について、いつの時期に、どういう形でこれが均衡をとるという考えをお持ちなのか、この点について聞いておきたい。

○政府委員(西垣昭君) ただいま御指摘がありましたように、各公的年金につきまして国庫負担をどうするかという点につきましては、社会保険制度全体との均衡、それから国の財政力、そういうことをあわせて考えて措置すべきものと考えております。

御指摘のように、負担割合の数字だけから見ますと、まことに不統一の印象を受けられると思えますけれども、国庫負担の割合というのは、各年金制度の給付水準の差でございますとか、あるいは加入者の負担能力でございますとか、そういうことも考慮して決められているものでございまして、私も、おおむね現在の負担割合は妥当ではないか、かように考えております。

しかし、では、これがもう絶対的なもので今後変えないのかという点につきましては、各公的年金につきまして、いずれも成熟度が進んでおりますし、急激に社会全体が老齢化していくという中で、その財政問題をどうするかという点につきましては、それぞれの公的年金固有の問題のほかに共通の問題もございしますので、そういう制度全体をこれからは絶えず見直していかなくちゃならないと思えます。その中で、公的負担の割合というもののについてもわれわれは絶えず検討していかなくちゃいかぬ、かように考えております。

○山崎昇君 いや、絶えず検討はいいんですが、私の聞いているのは、少なくともいま厚生年金の場合には二〇％ですから、それとの均衡はとるお考

えだというふうには私は理解をしておきたいと思うんです、ますね。

それから、社会保険制度でありますから、なるほど掛金掛けて、それがある程度もうという仕組みにはなっております。ただ、この委員会でもかなり議論しておりますが、扶養加算でありますとか、寡婦加算でありますとか、最低保障の問題でありますとかを考えてまいりますと、これは社会保険的な要素をかなり入れませんと、単に社会保険という考えだけでは申し切れない現状にあると思うんです。そういう意味で言うならば、国のやっぱ責任というのが重くなってくる。したがって、国庫負担という問題についても、そういう側面からやはり判断をしなければならぬであろう、こう私も考えます。しかしいざいざにいたしまして、いま民間でやっております厚生年金を一定に越えろなんという事は、これはなかなか問題点があるであろうと思っております、重ねて聞きますが、厚生年金いま二〇％であります、これと均衡を図るよう努力するんだ、そういう方向なんだということを確認しておきたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(西垣昭君) いま御指摘のような問題がありますことは、私も十分承知しております。たださっき、それなりに権衡はとれているというふうに申し上げまして、百分の十六と百分の二十というのがどうして権衡がとれているんだと、こういう角度からの御質問だと思っておりますけれども、この辺につきましてはいろんな議論がございます。まあ公務員共済の場合には、平均的に組合員期間が長いというふうなこともございまして、給付水準もそれに基きまして高いわけでございします。その点がどうも誤解されまして、官民格差のときに高い、高いと言われるわけでございしますが、しかしそれは別といたしまして、そういったことから、たとえば一人当たりの国の負担の額というふうなことになりますと、公務員の方が高いではないかという議論がございします。そういったことも踏まえまして、実質的権衡は何だ

というのが大問題でございまして、そういったこともあわせて私ども検討をさせていただきたいと、かように考えております。

○山崎昇君 私自身はよく知っているんですが、知ってはお尋ねしているんだが、端的に、いま時間ありませんから、あなたの態度として、いろんな内容はあっても、厚生年金の二〇％に均衡するよう努力していくんだという方向をとるんだと、こういうふうな確認をしておきたいんだがどうですかと聞いています。端的に答えてください。

○政府委員(西垣昭君) 先ほどから申し上げておりますとおりでございます、私どもとしては極力実質的均衡を目指して努力したいと、かように考えております。

○山崎昇君 次にお聞きをしておきたいのは、支給制限の問題についてお聞きをしておきます。

これは、もう御存じのとおり、共済組合法の九十七条で禁錮以上の刑のある者、あるいは懲戒処分のある者は政令の定めるところによって最高二〇％カットすると、こうなっております。厚生年金にはこういう規定がない。私は、保険でありましてから保険事故に対して支払うのであって、それ以外の理由によってこれが抹殺されるということとはあつちやいけないうことではないだろうか、本質的にはこういうことはおかしいという見解をとるんですが、しかし現行法はそうなっております。この点も衆議院でも議論になったようでありまして、大蔵当局並びに運輸当局では緩和の方向で検討したいということが言われているようでありまして、したがって、緩和の方向というのは、どういう内容で大体いつごろをめどにしてそういう方向をとっていくのか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(西垣昭君) 支給制限につきまして、ただいま御指摘のような問題がございします。たとえば懲戒処分を受けた方の支給制限が一生ついて回ってしまうと、これはその他の制度の権利制限と比べて重過ぎるんじゃないかというふうなことがいろいろと言われているのは私もよく承知しております。そういったことで、衆議院で論議されましたときにも、私どもとしては、これは私どもだけで決められる問題ではございませんで、たとえば国家公務員共済につきましては共済審議会がございします、そういった場で十分検討していただいた上で私どもとしては前向きに対処したいというふうな考えでございます。

○山崎昇君 前向きにというのは、緩和の方向と私は理解をしておくんですが、もちろんそれぞれ審議会がございしますからそこは諮らなきゃならぬと思ひます。ただ公企体の場合には審議会がございしませんので、これは運輸省に聞いておきますが、どういう方向でやるのか。

それから、当然この問題は、審議会に諮るにいたしまして、労働運動等の面に関する点もありますから、そういう意味では当該労働組合等の意見も相当聞かなくちゃいかぬだろうと思ひます。事前に、たとえば案をつくるにいたしまして、そういう意味で、そういう方向をとるのかどうかということ。

それから、早急にという考え方のようでありまして、大体めどとしておおよそあなた方は第一回の三年が経過するところぐらいまででやろうというのか、あるいは来年ぐらゐにすぐやろうというのか、そのめどが立つておればひとつお示しを願ひたい、こう思ひます。

○説明員(石月昭二君) 先ほど大蔵省の方から答弁がございましたように、現在の公企体共済組合の精神からいいますと、確かに、老後の所得保障機能という問題だけじゃなくて、一方にはまた公企体制度の円滑な運営という問題がございします。で、この制限を全部取り外すというふうなことはとてもできませんけれども、先ほど西垣次長からのお話にもありましたように、若干一生ついて回るといふような酷な面もございします、この点につきましては今後十分に検討させていただきまして、早急に緩和の方向を考えたいと思っております。

○山崎昇君 大蔵、運輸両方から緩和の方向でやるといふわけでありまして期待をしておきたいと思ひますが、関係者の意見は十分ひとつ聞いてもらいたい、要望しておきます。

それから、次にお聞きをしておきたいのは、いまお話ございましたが、公企体には審議会はございしません。したがって、衆議院の議論の中でも、全体を包むような審議会というのを何か設定をして、そして国公あるいは公企体あるいは地公といひますか、そういう部門別に部会運営をするような審議会にしたいのか、こういう意見も議論されていると私も聞いています。あるいは、いま三公社だけが聞いているから、そこは審議会というのを新たに作って意見というものを十分聞くような機会というものを持つという考え方のなか、どちらなのか、まずお聞きをしまして、もし全体的な審議会ということになるならば、部会運営等で十分やりたいというお話もあるようでありまして、その点はそういう運営をされようとするのか、聞いておきたいと思ひます。

○説明員(石月昭二君) 公企体につきましては、従来から審議会がないという御指摘を受けておりまして、審議会の設置につきましていろいろ検討してまいりましたわけでございします。その審議会の設置の、審議会を公社を主管する各省ごとにつくるのか、それとも一省がまとめてやるのかというふうないろいろな議論をしております。また一方、審議会を代行するものというように、一応、国鉄共済年金問題懇談会というふうなものをつくりまして、必要に応じては三公社の方々の御参加もいただいて公企体共済全般の問題につきまして議論をするというふうなことをやっております。したがって、今回の改正案の作成に当たりましたも、こういう三公社内だけではなくて、国家公務員共済、地方公務員共済、公企体共済という三者が共通の問題につきましましていろいろ討議をして改正の中身を決めたというふうな経緯もございしますし、また先生御指摘のように、先般の国会におきまして、衆議院の

大蔵委員会、共済組合の全般的制度を審議する場をつくつたらどうかというようなお話もございました。私もそういったしましては、この三共済ともいづれも共通の問題を非常に多く抱えてございまして、そういう共通の場での審議の場を持たしていただければ非常にありがたいと考えておるわけでございます。しかしながら、関係各省とも現在審議会等もございまして、早急の実現というものは、なかなか、いろいろ調整すべき事項も多いと思います。したがって、今後関係の各省とよく御相談いたしまして方向を出したいというように考えておる次第でございます。

○山崎昇君 大蔵、どうですか。

○政府委員(西垣昭君) いま運輸省からお答えしたとおりでございます。私も、共通の問題を討議する場、これを設けることは大事なことでないかというふうに考えています。現に、この法案を提出します前にも三共済を九回ばかり開いておりまして、そういった方向で努力したい。ただ、審議会というような正式なものにするにつきましてはいろいろ問題があると思います。たとえば、国共済、地共済との関係をどうするか、事務局をどうするか、あるいは社会保障制度審議会との関係をどうするか、いろいろ問題がございます。したがって、法律に基づいた正式の審議会ということはむずかしいかもしれませんので、その場合には実行上の問題として処理していくことも考えたいと思っております。

○山崎昇君 もう私の時間がなくなってきましたから、もう一問でやめますが、国鉄の共済について最後に聞いておきたいと思うんです。

実は、国鉄共済組合収支計画策定審議会というところから答申が出ておりまして、私も見せていただきました。内容は細かに申し上げませんが、かなり実は国鉄共済については容易ならざる財政事情にあるというふうに私も伺っております。そこで、その試算等見てみますという、数字は申し上げませんが、いろんなことをやりまし

て、結果として、国鉄の年金関係で約千五百億円ばかり借り入れて処置をしていきたいという考えのようでありまして、その利子ざつと百億近くのようにありますが、それは何とか国で見てもえぬだろうかという内容になっているようであります。この場で運輸省からその内容をもう少し御説明願うと同時に、それに対する大蔵大臣の見解を聞いて、私の質問を終わらせておきたいと思っております。

○説明員(石月昭二君) 国鉄の共済組合の財政状況は非常に厳しい状況にあるわけでございますが、この問題は二つの側面がございまして、一つは、国鉄共済組合の財政難をどういうぐあいに打開するかという問題。いま一つは、大量退職時代といわれておりますけれども、国鉄におきましては今後十年間に二十万人が退職するという事態を迎えておりまして、そういう年金受給者の急増によりまして国鉄が負担する追加費用の分、負担金というようなものが非常に急増しております。国鉄財政の大きな負担になっているわけでございます。そういう観点から、国鉄財政における共済に対する支出の負担をどうするかという二つの側面があるわけでございます。

先生いま御指摘のお話につきましては、実はこれは国鉄財政の方の側面の問題でございます。五十五年度におきましては国鉄の成熟度が非常に高くなりまして約七二%と、百人の組合員に對しまして七十二人の年金受給者が出るという事態に立ち至っております。それで、これらの状態におきまして、国鉄の年金負担の見込み額は五十五年度におきまして三千百七十九億円という巨額に達する見込みでございます。したがって、こういう国鉄の特殊の人員構成に基づく負担につきましては、何とか少しこれを異常のものとして処理できないかという考え方に立ちまして、国と三公社の共済の平均成熟度、これは平均いたしますと三七%になるわけでございますが、これを基準といたしまして、それを上回る分については財政資金を貸していただきたいと、その資金を区分

經理するとともに、これにかかわる利子補給を、百三億でございますけれども、お願いしているのが現状でございます。

○山崎昇君 大蔵省、どうしますか。

○政府委員(西垣昭君) いまの御質問は、国鉄財政との関係のところを私どものところに質問された問題だと思っております。

で、確かに申し上げますように、国鉄共済年金の問題は、国鉄職員の年齢構成の現状等から見ましてきわめて重大な問題と考えております。ただ、この問題の取り扱いにつきましては、国鉄共済組合の収支あるいは国鉄財政再建との関係だけではなくて、共済年金制度全体との関係でいろいろと検討すべき問題が多いわけでございます。成熟度がきわめて高いということでございますけれども、これははいずれ各組合が直面しなくちゃならない問題ではないかというふうに考えられるところでございます。そういう観点から考えますと、これは慎重に考えなくちゃならないということとで、いまの要求のお話につきましてはお答えすることはちょっと差し控えたいと思っております。

○山崎昇君 これはしかし大蔵大臣、せっかくの機会ですから十分ひとつ検討して、運輸当局の要望なり十分聞いて善処してもらいたいということだけ申し上げて、私の質問を終わります。

○和泉照雄君 私は、共済関係二法案についてお伺いをいたします。

両案の改正内容は、大きく分けて二つの柱からなっております。第一の項目は、すでに第八十八回国会で成立した恩給法の改正に準じた既裁定年金額の引き上げ等の措置であり、第二の項目は共済年金制度、長期給付制度の改正措置であります。そこで、これらの各項目について若干総括的なことからお伺いをいたしたいと思います。

まず、共済年金引き上げ遅延の責任についてお伺いをいたします。

国家公務員共済年金及び公企業共済年金の引き上げ措置は、いずれも原則として本年の四月分より

り改定することになっておりました。御案内のように、恩給はすでに第八十八回国会で成立しているにもかかわらず、共済年金のみが取り残されております。共済年金受給者は不利な立場に立たされておるわけでございます。このような事態になったことの理由としては、本案に、先ほども話がありましたとおり、長期給付制度の改正項目を含ませたことにあるわけでございます。私は、十分な審議時間をとるため、制度の改正と既裁定年金の引き上げ措置とは分離して法案を提出すべきである、このように考えます。両者を抱き合わせで提出した理由と、共済年金引き上げ措置がおくれていることの責任を所管大臣としてどのように感じておるか、まずお伺いをしておきたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) いま御指摘のとおり、政府としてはできるだけ早期に改正法案が成立いたしますよう努力してまいりましたが、第八十七通常国会、第八十八臨時国会と、二度にわたって廃案となりました。この理由は、解散の可否は別といたしまして、少なくとも次の国会は、私どもも与党がいわゆる首班指名選挙という党内問題を本会議場までに持ち込まざるを得なかったという与党の責任であるというふうに思っております。したがって、次の先般の臨時国会で、短い期間でありましたが、衆議院でもって議了していただき、参議院へ送付して継続審議の議決をいただき、いままさに当院で審議していただいております。したがって、年金受給者の皆様方には改定部分の支給がはかっていることについて御迷惑をかけておることは御指摘のとおりであります。したがって、本法案が成立し次第できるだけ早急に差額支給ができるよう措置することによってその問題には対処していきたい。前段の政治責任につきましては、十分痛感をいたしておるところであります。

そうして、いまの第二の御質問につきましては、西垣主計局長からお答えさすことをお許しただきたいと思っております。

○政府委員(西垣昭君) 今回提案しております共済年金の制度改正は、今後の年金財政の健全化を図る上にも、それからまた組合員の将来の生活設計の見地からも、早急に着手する必要があると考えております。特に、支給開始年齢を今後現行のまま据え置いた場合には、給付決定に係る給付内容の改善等によりまして組合員の掛金率が大幅に上昇することになります。このような理由から、制度改正の部分につきましては早期に着手する必要がありますので、年金額改定部分と一体として法案全体の早期の成立が図られるようお願いしているところでございます。

○和泉照雄君 次に、最も問題の多い第二の改正項目、共済年金制度の改正について質問をいたします。

今回の共済年金制度の改正は、国家公務員共済及び公企体共済とも新法始まって以来とも言えるほどの大改正となっております。そこで、本改正案提出に至るまでの経緯及び改正のねらいについて御説明をお願いしたいと思います。

また、当委員会では昭和四十九年の改正法以来、「公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者、公共企業体の当該役員及び組合員等により調査審議する機関の設置について検討すること」との附帯決議を行っているようでありましたが、まだこの機関が設置されていないことは先ほど質問があったとおりでございますが、今回の改正案提出に当たっても何かと支障があったのではないかと感じているわけでございます。

差し当たって共済年金制度懇談会というものを設けて国家公務員、地方公務員、公共企業体三者間の意見交換の場にしたと聞いておりますけれども、公企体関係の審議機関設置の意思並びに共済年金制度懇談会の今後の扱いについても伺っていただきたいのでございます。

なお、共済懇談会で今後さらに検討を重ねるべきものとされた項目についての今後の取り扱い方針を伺っておきたいと思っております。

○政府委員(西垣昭君) まず、改正案提出に至るまでの経緯と改正のねらいでございますが、共済年金制度につきましては、制度発足後約二十年経過いたしましたので、その後の社会情勢等の変化を考慮し、再検討すべき時期にあると考えまして、共済年金懇談会等の意見を踏まえて種々検討してきたところでございまして、国家公務員共済組合の財源率の再計算時期、これはことしの十月でございますが、これを考慮いたしまして今回改正法案を御提案したところでございます。

今回の共済年金制度の改正は、支給開始年齢の引き上げ等数項目に及んでおりますが、制度発足後の諸情勢の変化に対応した措置を講ずることによりまして、共済年金制度が長期的かつ安定的に維持、発展し得るよう期待しているところでございます。

それから次に、共済年金制度懇談会の問題でございますが、共済年金制度懇談会は、国・地方・公共企業体の各共済組合が、制度の仕組み等に若干の相違がありますけれども、基本的にはほぼ同一の制度になっておりますところから、三共済全体の意見交換の場として設けられまして、今回の共済年金制度の見直しに当たりまして種々御検討いただいたところでございます。今後の問題につきましては、この懇談会が制度上のものではなくて、関係者の賛同を得て設けたものでございまして、今後の取り扱いにつきましては関係者の意見を聞いた上で決めることにしたいというふうに考えております。その上で今後どんなことをここで審議するのかという点につきましても、同様にしたいというふうに考えております。

○和泉照雄君 次に、年金制度の改正に当たっての基本的態度について伺いをいたします。

年金制度の改正に当たっては、既得権、期待権の保護が重要なことは論を待たないところでございます。しかしながら、反面、そのことにこだわって年々年金制度の大改正などはとてもできないという論もあるのも御承知かと思っております。どちらか一方のみに偏り過ぎるべきでございまして、今回の改正案でもある程度期待権、既得権に意を注いでいる

面もあるようでございますが、政府は法案作成に当たって期待権、既得権の保護の問題をどのように考えたか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(西垣昭君) 今回の年金制度の改正に当たりましては、期待権、既得権の保護につきましましてはできる限り尊重すべきものという考えで臨んでおります。

今回の改正案におきましても、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、減額退職年金の減額率に關する経過措置、また衛視等の特例年金制度の廃止に伴う経過措置を設けまして、期待権、既得権の保護につきましては相当の措置を講じているというふうに考えております。

○和泉照雄君 次に、共済年金制度の改正の今後について伺いをいたしますが、一昨年は官民格差の論議が盛んに行われたところでございまして、今回の改正内容を見ますと、支給開始年齢の引き上げを初めとして格差是正の項目も若干含まれておるようでございます。官民格差として指摘されたものには、当を得ていないものもあるいは共済サイドだけでは解決できないものも含まれておりますが、当面共済サイドから解決できるものは今回の改正案に含まれていると、そういうような理解でよいかどうか、伺いをいたします。

また、去る四月十八日には、厚生大臣の私的諮問機関である年金制度基本構想懇談会から報告書が提出されたところでございますが、共済サイドとして、大蔵当局はこの報告書をどのように評価しているか、伺いをいたします。

○政府委員(西垣昭君) まず、官民格差として取り上げられております問題について今回の改正でどう対応したかという御質問でございますが、今回の改正案におきまして年金支給開始年齢を五十五歳から六十歳へ引き上げることによりまして、官民格差として言われておりますことの中で最も重要な部分は解消をしたというふうに考えております。

それから年金制度基本構想懇談会の報告書でございますが、この報告書は、今後の高齢化社会におけるわが国の公的年金制度のあり方につきまして包括的、横断的に検討を行われたものでございまして、その内容は貴重な御意見と考えております。ただ、共済制度に關しましては国家公務員共済組合審議会が設けられておりますので、今後の共済年金制度のあり方につきましては、基本懇談の報告等を参考にしつつ、国共審等の場で十分御議論を願って適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○和泉照雄君 では、去る十月に年金財源が再計算されたところでございますが、現行の掛金率は従来より五・〇アップの千分の五十一・五で実行されておるようであります。しかも、今回は段階利率制度を前提としておることでございまして、これらは本法案の成立を前提とせずに計算されたものであるようでございます。したがって、本法案が成立をした場合、現行掛金率ほどのように影響を受けるのか。また、年金支給開始年齢が厚生年金と同一の六十歳にされる以上、直ちに厚生年金と同じ二〇分の国庫負担にすることは必ずしもしも、給財源の一割相当額の特別の負担措置を今後さらに引き上げていくことによつて厚生年金の国庫負担率とバランスをとることが必要であると思っております。そこで、今回の特別負担措置を今後引き上げる考えがあるのかどうかを伺っておきたいと思っております。

○政府委員(西垣昭君) 第一点の長期掛金率に及ぼす影響でございますが、現行の長期掛金率は、この十月に現行法のもとで再計算を行いました結果、連合会、一般組合員の場合には千分の九・五の大幅な引き上げが必要になりました。このために、組合員の急激な負担増を避けるために、階段保険料率——一気に上げるのではなくて段階的に上げていくというやり方をとることになりました。まずこの十月に千分の五の引き上げを行いまして、掛金率を千分の五十一・五としたしております。それで、さらに五十五年十月以降千分の六引き上げまして千分の五十七・五というふうにす

ざいますが、この報告書は、今後の高齢化社会におけるわが国の公的年金制度のあり方につきまして包括的、横断的に検討を行われたものでございまして、その内容は貴重な御意見と考えております。ただ、共済制度に關しましては国家公務員共済組合審議会が設けられておりますので、今後の共済年金制度のあり方につきましては、基本懇談の報告等を参考にしつつ、国共審等の場で十分御議論を願って適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

ることとしたところでございます。この改正法案が成立した場合には、このような急激な引き上げを行わなくてもいいようになります。各保険者におきまして長期掛金率の見直しを行うことになりませんが、これまでの試算によりまして、支給開始年齢の引き上げ、それから一％の臨時特例の国庫負担が措置されること等に伴いまして、千分の五程度の掛金率引き上げで済むと見込まれております。したがって、改正法案の成立がない場合にはやらざるを得ないと思っております。五十五年十月以降の掛金率の再引き上げの必要がなくなるものと考えられます。

それから次に、今回一％国庫負担の引き上げを行って今後さらにこういことをするかという御質問でございますが、今回の国庫負担につきましては、いわば特別措置として給費用の一％相当分を別に負担することとしたものでございまして、今後の問題につきましては、これを引き上げていけば組合員の負担も軽くなるということでございまして、他方これは一般的な国の財源、つまり一般的な納税者の負担に帰するものでございまして、財政全体、あるいは先ほどから申し上げております公的年金の国庫負担のあり方、そういったものを総合的に検討しなければ結論が出にくいものでございまして、われわれといたしましては、そういった全体の中で考えていきたいというふうに考えております。

○和泉照雄君 次は、遺族年金の給付水準のあり方について。まず第一の改正項目、既裁定年金の引き上げの関係について伺いをいたします。

今回、恩給に準じた改善措置とはいえず、遺族年金の最低保障については一定の前進を見ることができると思いますが、特に六十歳以上の者、または六十歳未満の遺族年金の場合、五十四年六月分以後、退職年金に対する割合が現行五七・九％から六四・九％、寡婦加算を加えれば七二・三％に引き上げられ、しかも十月分からは年齢による支給区分も撤廃されたので、六十歳未満の無子の妻にとつてはきわめて大きな改善となったわけ

でございます。

遺族年金の給付水準のあり方については、従来から当委員会でもしばしば議論されてきたところでございますが、先般の年金制度基本構想懇談会、これは厚生大臣の私的諮問機関でございますが、この報告によりまして、婦人の年金の項で、諸外国の水準六割から七割を勘案して、その実質的な引き上げを図るべきである旨を述べられております。特に有子の寡婦や高齢の寡婦に手厚くすることが必要であると報告をされております。

遺族年金の給付水準については、公的年金制度全般にわたる問題なので共済独自に給付水準を改善することはむずかしいことと思いますが、最低保障にかからぬ遺族年金については、今後給付水準をいかにすべきであるか、また寡婦加算や扶養加給の引き上げのほかに何か手当を新設すべきではないか、旧令とかあるいは旧法年金の公務外年金についても扶養加給を行うべきではないか、こういう点について大臣の所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 遺族年金の支給率につきましては、委員御指摘のとおり、公的年金制度共通の問題でございまして、年金制度基本構想懇談会の報告を初めかねてから多くの議論もあつたところでありまして、各公的年金制度との均衡の問題もございまして、厚生年金の今後の改善の方向も見えかねながら慎重に検討を進めてまいりたいと、このように基本的に考えております。

いま御指摘のありました寡婦加算の問題及び扶養加算等につきましては、今回の改正案で、恩給における措置にならない、その額を引き上げることとしたいたしましたが、今後とも御指摘の問題等につきましては、必要度を十分に考慮して検討の対象とさせていただきます、このように考えております。

○山中郁子君 今回の改正案の大きな問題点は、具体的に一言で言えば、現行の法律の適用状態からかなり大きく現場の労働者の人たちが不利を

こうむるという問題にあります。

多くもう議論されてきておりますけれども、私はまず第一に、直接これによって不利をこうむる人たちが、つまりたとえ六十歳未満で退職する率です、それ、そういうものがどういう状況にあるのかということを知りたい、聞き取っていただきたいと思ふんです。そういうものは当然お調べになつて御承知の上で、具体的にこれだけの人たちがこの改正によって大きな不利をこうむると、それにもかかわらずやはりこうしなきゃならぬのだということを知っていらしては、私には、これは国公、公企体両方にお伺いしたいんですけれども、年齢別の退職者の数、四十五歳からの年齢別退職者数、これを明らかにしていただきたいと思ひます。

これは私は事前に何回もお願ひしたんですけれども、何か一向に要を得た資料が出てこない、この場で伺ひをいたします。

○政府委員(西垣昭君) 私どもの方は、年齢別の退職者の数というふうなところをえ方じやございませんで、年金受給者の側からとらえていたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、六十歳未満で年金受給資格を得られる方が四五％、それから六十歳以上の方が五五％というふうな姿でございまして。

それから、いま御指摘がありましたように、組合員の不利というところでございまして、組合員の不利といたしまして、年金受給開始年齢の引き上げという点は確かに不利だと思ひますけれども、年金受給年齢を引き上げることによりまして、組合員全体につきましては掛金負担が、そうじやない場合よりも軽く済むと、年金財政全体としては健全な方向へ行くというふうなこともあわせ考えまして、今回の御提案を申し上げたわけでございます。

○山中郁子君 その問題は、結局年金財政のあり方の問題がどうなのかということの關係が出てくるんですよ。そういう総合的な議論をしていく時間がないんです。ですから私は、当然その

ことについては私も意見も持っていますし、いままでも具体的にいろいろ提起をしてみました。

問題は、もちろん受給者ということですが、これもこれは退職者ということから出てくるわけなんです、実際問題として年齢別の退職者数がどうなつていくのかということ、当然把握されていると思うので、それを示してほしいということをお願ひしているんです。で、しかも問題は男女別です。直接大きな影響を受けるのは女の人なんです。もう御承知だと思ひますけれども、若年定年が多いんだから、だからその人たちが、いままで減額支給にしても、もたらしていたのがもたらなくなるということがもうすぐに出てくるわけでしょう。そういう問題も含めて、当然現場の人たちがどれだけの不利をこうむるか、受給問題に關してです。それは当然把握されたい。資料として要求いたします、いまないならば、よろしいですか、年齢別、男女別です。

○政府委員(西垣昭君) 極力とりまとめて提出するようにさせていただきますと思ひますが、私どもは、公務員の制度でございまして、男女別というのは持つていないのでございまして。したがって、男女一本ということで、できるだけ年齢別も細かくとれるだけとりまして御提出申し上げます。

○山中郁子君 問題は、私は大蔵大臣にもちよつとお尋ねしたいんですけれども、女性の人たちが具体的に受ける不利というものがまた特別に大きいんですよ、全体の中で。これはおわかりになるでしょう。そういう実際にも何にも知らないで、そうしてこういことで出していらつしやるというのは、私、余りにも乱暴だと思ふんです。

共済組合法の第一条に――まあこれは私が申し上げるまでもないと思ふんですけれども、ちゃんと「相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に關して必要な事項を定め、もつて国家公務員及びその遺

族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。」というのが目的なんですよ。これをやらねば、すぐにももうもらえない人が出てくるわけだ。いまの法律でいけばもらえたものがすぐにももらえなくなると、年間百万円を超えるような年金がですよ。そういうところが出てくるんですよ。細かいことを言っている時間ないのだから、あなた方よく知っていらつしやると思ふけれどもね。それにもかかわらず、そういう不利益を受ける、たとえばそれが集中する婦人の人たちの退職の実態がどうなのかというように、何を知らないでこういうものを出して、これを、一体どういってお考えなのか。私、そこがわからないんですよ。退職者の男女別だって、調べれば。それで、わからぬはずないでしょう。やめた人がこういう状態になって、みんなリストがあるわけだから、そんなの調べればすぐわかるはずですよ。

○政府委員(西垣昭君) 退職という事実に着目した統計というのは、これは大蔵省では、残念でございますけれども、とっていないのでございませう。先ほど申し上げましたように、共済年金の受給資格を得たという事実をとらえての統計は……

○山中郁子君 それでいいです。

○政府委員(西垣昭君) 先ほど御指摘がございましたけれども、私も、男女の差を設けていますか、区別してというふうな統計のとり方をいままでしておりませんので、一本でお出しすることをお許し願いたいと思います。

○山中郁子君 私が申し上げた趣旨はおわかりになつておられると思いますから、その点での資料の提出をお願いいたします。委員長、それを要求いたします。

それから、いわゆる減額率なんですけれども、先ほどからお話が出ていましたけれども、経過期間二十年というふうにおっしゃっています、全部が済むまでがね。その間の四%ということはどう

はつきりしているというように理解してよろしいんですか。これは再度の確認でございます。それから、それ以降はどうなるのかということについて、もうちょっと質問をいたします。

○政府委員(西垣昭君) 十五年ないし二十年間の経過期間中は四%が続きまして、それ以降は保険数理上の率ということになるわけでございまして、これは減額年金受給者にとりましては、従来よりは有利でなくなるといふことではございますが、しかし先ほど申し上げましたように、これを直しますのは、減額退職年金受給者と正式に受給資格が出た後の受給者との間の不公平、これを是正するということが、全体として組合員の負担を軽減する、こういう目的でございます。その点はひとつ御理解いただきたいと思います。

○山中郁子君 もう一つ確認しますが、経過措置期間中は四%ということの減額率についてはいいじゃない、これは確認できるんですね。

○政府委員(西垣昭君) 今回の改正案はそのような内容の仕組みになっております。

○山中郁子君 一%ぐらい国庫負担がふえるというところで御説明があるんですけれども、その一%というのは幾らになりますか、金額として。

○政府委員(西垣昭君) これは試算でございませうけれども、五十四年度予算で、平年度化した額で試算してみますと、国共済で三十億、それから地方公務員共済で約八十九億、公企体で十七億程度かと思ひます。

○山中郁子君 五十五年度の国の負担は、全体として概算要求幾らで組んでいらつしやいますか。

○政府委員(西垣昭君) 来年度予算の数字につきましては、現在調整中でございまして、この場でお示しするわけにまいりませんので、ひとつお許しただきたいと思ひます。

○山中郁子君 それは後ほど提出いただくということで、いまお話があった、額として一%程度を国が負担をして、そして年金財政はいま現在赤字だといつて困つておられるというわけじゃないわけなから、それはあなたの方の資料ではつきりし

ているわけだから、それを先行きの年金制度の改悪を前提とした形で、これはいろいろ議論があるところだけれども、少なくとも厚生大臣がそういうアドバルーンをもう上げておられるわけだわ。そういう状態のもとで、わずかの国庫の持ち出しで、結局その負担はみんな労働者にかぶせるというのは、それは余りにもあきなやり方だといふことを、私たちは強くそのことを指摘いたします。

ですから、この点については分離をして、そしていわゆる恩給に連動する率のアップについては当然速やかに処理をして支給すべきだといふことを一貫して申し上げてきたんです。

それで、特に今度は減額支給開始を原則として五年前にするという点が、またこれ重大な影響を現場にもたらすわけですね。

それで私の方で試算をいたしましたところによりますと、たとえば五十歳未満の人たちは、すでに、いままで現行でしたら減額年金として、これは高卒でもって出した数字でございども、勤続三

十三年、五の二十二というところで出していますと、百一十七万七千円の減額年金が支給されるわけですよ、いまの法律でいけば、それが今度の改正によつて全然これがもたらえなくなるわけ。そして一年おくれといふことになるわけ。それがだんだん下がってきますと、四十九歳、四十八歳とな

りますと、金額もそれは減額で下がるけれども、ただけれどもそれがまたさらに二年、三年、四年といふふうにもたらえなくなるわけですね、いままで

もらっていた分が、五年も六年も七年も八年ももたらえないという状態が出てくるわけ。この層はやっぱりやめる人は婦人の人たちが多いんですよ。そういう状態が生まれることについてはどういふふうに一体お考えになつておられるのかといふことを私ちょっと大蔵大臣に、大蔵大臣その迎よく御承知のかしらと思ふんですけれども、いまま

で百千万円なり百百万円ももらっていた年金がもたらえなくなっちゃうんですよ、出なくなっちゃうんですよ、この改正によつて。これは大変なやつばかり不利益じゃないですか。そういうことは御承

知でしょう。そうなるでしょう。

○政府委員(西垣昭君) 減額年金制度を受けられる方が受けられないことになることによりまして、その人にとつて不利益になるというふうなことはあると思ひます。ただ、急激にそういう状態にならないようにするために、私どもは十五年ないし二十年の経過期間ということを設けさせていただいているわけです。

これは考えてみますと、結局減額年金の有利さというのは減額年金という形じゃなくて、長期間おられて年金負担を受けられる方との公平、これはさっき御指摘がありましたような共済法の第一条にございまして、お互いに助け合う制度としての共済の仕組みでございまして、だから特別に有利になれば、だれかがその分を負担するといふ関係にございまして、その分については国庫負担をふやせばいいではないかといふことだと思

うんですよけれども、これは要するにそれが一般納税者の負担にはね返っていくといふふうなことになるわけですね。そういうことをあわせ考えますと、共済制度は公務員制度の一面といふこともありまして、国家公務員法の中に根拠がございませうけれども、保険数理上の制度といふことがそこにも規定してありますように、結局は組合員間相互の負担の公平といふことで考えざるを得ないといふことではございまして、その中でできるだけ問題がないようにどうしていったらいいかといふようなことかと思ひます。

○山中郁子君 あなた、年金制度の持つていらっしゃるさまざまな矛盾、それはもつとひいて言へば日本の国の財政問題、そういう矛盾とか、そういうものをここで狭い、つまり労働者にし寄せする、犠牲をそこで強いるといふところでもつて解決しようとしているこの集中的なあらわれなんです

よ。それがたとえばいま私が例で申し上げましたように、一年間にいままでのあれだったら百十

万円からもらっていた年金が全然もたらえなくなる、一年間もたらえなくなる。もう一つランクが、年

下がると今度は二年間もたらえなくなる、三年間

る必要があります。しかるに、今回の政府案は、国庫負担や保険料の労使折半方式等の抜本的改善に何ら取り組まず、もっぱら労働者への犠牲転嫁で切り抜けようとしていることは絶対に認めること

とはできませんので、強く反対いたします。

日本共産党には、統々と共済年金法改悪反対の要請電報が届いています。また、多くの労働者がこの法案に反対して国会にも詰めかけてきておられます。こうした多くの国家公務員、公企業労働者の声を無視して、通常国会の冒頭に、しかも私は十五分に質問時間を制限されましたけれども、このような短時間に質問を制限して成立させようとするのは、国会審議のあり方から見て重大な問題であるということを指摘せざるを得ません。

日本共産党の修正案は、労働者にとって改悪される部分を削除し、当面改善部分を成立させ、引き続き共済年金制度のあり方については検討を深める趣旨のものであり、当然賛成することを明らかにして、討論を終わります。

○委員長(古賀雷四郎君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより両案について採決に入ります。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の採決を行います。

まず、山中君提出の修正案に対する修正案の問題に供します。

山中君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 少数と認めます。よって、山中君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

のと決定いたしました。

次に、昭和四十二年度以後における公企業職員の共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公企業職員等共済組合法の一部を改正する法律案の採決を行います。

まず、山中君提出の修正案に対する修正案の問題に供します。

山中君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 少数と認めます。よって、山中君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、林君から発言を求められておりますので、これを許します。林君。

○林道君 私はいまだ可決されました共済関係二法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、参議院クラブ、新自由クラブ共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度以後における公企業職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び

公企業職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一、退職年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げるに当たっては、将来の雇用保障との関連に充分配慮し、段階的に退職年齢を年齢等を引き上げてゆくよう努めること。

一、高齢者の勤続が不当と考えられる重労働職種や危険職種に長期間従事していた者が退職した場合における減額退職年金の減額率については、将来、必要に応じて一般退職者の減額率より緩和する途を講ずるよう検討すること。

一、共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分については、厚生年金等の負担と異っている現状にかんがみ、公的年金制度間の整合性に配慮しつつ検討を続けること。

一、懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡も考慮して再検討すること。

一、共済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議をする機関の設置について検討を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(古賀雷四郎君) ただいま林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(古賀雷四郎君) 全会一致と認めます。よって、林君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣及び地崎運輸大臣からそれぞれ発言を求められておりますので、この際、順次これを許します。竹下大蔵大臣。

臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を体しまして十分検討したいと存じます。

○委員長(古賀雷四郎君) 地崎運輸大臣。

○国務大臣(地崎宇三郎君) ただいま附帯決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を体し、十分検討したいと存じます。

○委員長(古賀雷四郎君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査のため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

〔参照〕

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の改正規定中「第二項第二条のうち第七十七条の改正規定中」

ただし、第一条の規定（同条中昭和四十二年
度以後における国家公務員共済組合等からの年
金の額の改定に関する法律第十一条第三項、第
十一条の二第三項及び第十一条の三第四項の改
正規定を除く。）、第二条中国家公務員共済組合
法第二十一条第一項第三号及び第八十八条の五
第一項の改正規定、同法第九十八条第二項を削
る改正規定、同法第一百条第三項、第一百零二条第三
項、第一百零一条第四項及び第九項並びに附則第
三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三と
し、附則第三条の次に一条を加える改正規定並
びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四
条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第

員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

ただし、第一条中昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の改正規定（同法第三条の九第一項及び第三条の十第一項の改正規定を除く）、第二条中公共企業体職員等共済組合法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三第一項各

第九十回国会内閣委員会会議録第一号中正誤

ハ	三	二	任せないかと	正
ハ	三	二	行官	
六	四	四	訪い	
			訪ソ	

昭和五十五年一月五日印刷

昭和五十五年一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D